

秋田県労働委員会年報

令和7年

(第61号)

秋田県労働委員会事務局

は し が き

この年報は、令和7年1月から12月までの1年間における当労働委員会が取り扱った事件等の処理状況や委員会の活動状況を収録したものです。

この小冊子により、労働委員会の活動について理解を深めていただくとともに、日頃、労使関係に携わり、又は関心を寄せられている方々の参考になれば幸いです。

令和8年4月

秋田県労働委員会事務局

目 次

第1章 労働委員会の組織

第1節	秋田県労働委員会委員（第46期）	1
第2節	秋田県労働委員会あっせん員候補者	2
第3節	事務局職員	2

第2章 活動状況

第1節	会議	3
1	総会	3
2	公益委員会議	10
3	連絡会議	11
4	研修	15
第2節	不当労働行為事件の審査	16
第3節	不当労働行為事件の再審査	22
第4節	行政訴訟	22
第5節	労働組合の資格審査	22
第6節	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく認定・告示	23
第7節	労働争議の調整等	24
1	調整事件	24
2	公益事業の争議行為予告及び実情調査	30
3	公益事業以外の労働争議の実情調査	30
4	労調法第37条に基づく公益事業に係る争議行為の予告状況一覧表	33
第8節	個別労働関係紛争のあっせん	35
1	概要	35
2	個別労働関係紛争のあっせん事件一覧表	40
第9節	労働委員会活性化に向けた取組	44
1	概要	44
2	「個別労働紛争処理制度周知月間」における広報・周知	44
3	年間を通じた広報・周知	45
4	研修	47

凡例：本冊子の各表において、原則として、「－」は”該当なし”を、空欄は”0件”等を示します。

第 1 章 労働委員会の組織

第1章 労働委員会の組織

第1節 秋田県労働委員会委員（第46期）

（任期 令和6年12月1日～令和8年11月30日）

区分	氏 名	現 職 等	就任年月日
公 益 委 員	(会 長) 山本 隆 弘	弁護士	平成24年12月1日 (会長は今期首～)40期～
	(会長代理) 森田 祐 子	弁護士	令和4年12月1日 (代理は今期首～)45期～
	梅井 一 彦	元 日本赤十字社秋田県支部 事務局長	令和2年12月1日 44期～
	堀井 潤	秋田県社会保険労務士会副会長 特定社会保険労務士、行政書士	令和2年12月1日 44期～
	長岐 和 恵	弁護士	令和6年12月1日 46期～
労 働 者 委 員	小川 純	日本労働組合総連合会秋田県連合会 会長	令和6年7月5日 45期～
	嵯峨 文子	イオン東北労働組合本社支部 支部長	令和4年12月1日 45期～
	小林久美子	秋田県教職員組合 執行委員長	令和6年12月1日 46期～
	曾我 章 生	日本労働組合総連合会秋田県連合会 事務局長	令和6年12月1日 46期～
	佐藤 和 貴	秋田県東北電力関連産業労働組合総連合会 会長	令和7年12月18日 46期～
使 用 者 委 員	小野 秀 人	一般社団法人秋田県経営者協会 専務理事	令和4年6月27日 44期～
	吉田 和 枝	吉田興業株式会社 代表取締役社長	平成16年12月1日 36期～
	時田 祐 司	時田電機工業株式会社 代表取締役社長	令和元年6月3日 43期～
	加賀谷 進	元 DOWAホールディングス株式会社 取締役	令和4年12月1日 45期～
	豊島 光 裕	日本精機株式会社 監査役	令和6年7月5日 45期～

第2節 秋田県労働委員会あっせん員候補者

令和7年12月31日現在

氏名	現職	委嘱年月日	備考
山本隆弘	公益委員	平成24年12月3日	会長
森田祐子	公益委員	令和4年12月1日	会長代理
梅井一彦	公益委員	令和2年12月1日	
堀井潤	公益委員	令和2年12月1日	
長岐和恵	公益委員	令和6年12月2日	
小川純	労働者委員	令和6年7月23日	
加藤忠浩	労働者委員	令和元年12月17日	
嗟峨文子	労働者委員	令和4年12月1日	
小林久美子	労働者委員	令和6年12月2日	
曾我章生	労働者委員	令和6年12月2日	
小野秀人	使用者委員	令和4年6月28日	
吉田和枝	使用者委員	平成16年12月1日	
時田祐司	使用者委員	令和元年6月25日	
加賀谷進	使用者委員	令和4年12月1日	
豊島光裕	使用者委員	令和6年7月23日	
高橋一満	事務局長	令和7年4月22日	
加賀谷修	審査調整課長	令和7年4月22日	

解任あっせん員

氏名	前職	解任年月日	
石川修	事務局長	令和7年4月22日	
杉山明生	審査調整課長	令和7年4月22日	

第3節 事務局職員

労働委員会の事務を処理するため、労働組合法第19条の12第6項で準用する第19条の11第1項の規定に基づいて事務局が設置されています。本県労働委員会の事務局の体制は次のとおりであり、職員数は11名です。（会計年度任用職員1名を除く。）

事務局長	—	審査調整課長	—	審査チーム（3名）
			—	調整チーム（3名）
			—	総務チーム（兼務3名本務：監査委員事務局総務チーム）
（兼務体制は平成20年度から）				

第2章 活動状況

第2章 活 動 状 況

第1節 会議

1 総会

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1125	7. 1. 28	(1) 報告事項 ① 集団労働関係紛争あっせん事件の申請について ・ 令和6年（調）第2号事件 ② 労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその 実情調査結果（公益事業） ③ 2025年1月例会の労委労協命令研究会（1/23）に ついて (2) その他 ① 秋田明德館高校における出前講座（3/14）について
定例 1126	7. 2. 25	(1) 報告事項 ① 集団労働関係紛争あっせん事件の終結について ・ 令和6年（調）第2号事件 ② 労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその 実情調査結果（公益事業） ③ 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会 について ④ 秋田中央高校における出前講座（1/29）について ⑤ 秋田明德館高校（通信制）における出前講座（2/2）に ついて ⑥ 2月県議会における質疑応答について (2) その他 ① 令和7年度諸会議の日程と出席委員（案）について ② 令和7年度総会の日程（案）について ③ 「G o o g l eカレンダー」での予定管理について
定例 1127	7. 3. 25	(1) 付議事項 ① 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会 に係る議題について ② 令和7年度総会の日程（案）について

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1 1 2 8	7. 4. 2 2	<p>(2) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個別労働関係紛争あっせん事件の申請について <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年(個)第1号事件 ②労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果(公益事業) ③全国労働委員会連絡協議会臨時(第2回)運営委員会(3/11)について ④大森民生児童委員協議会における出前講座(2/26)について ⑤秋田ふれあいこまち会における出前講座(3/1)について ⑥秋田明德館高校(定時制)における出前講座(3/14)について <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ①令和7年度諸会議の日程と出席委員について ②令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会研修課題等について ③事務局職員の異動等について <p>(1) 付議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①あっせん員候補者の委嘱及び解任について <p>(2) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個別労働関係紛争あっせん事件の経過について <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年(個)第1号事件 ②労委労協命令研究会(4/8)について ③労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果(公益事業) ④ブロック労働者委員連絡協議会幹事会(4/8~9)について ⑤全労委使用者委員連絡会議幹事会(4/14)について <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ①令和7年度研修計画について ②秋田県労働委員会あっせん員候補者名簿について ③令和7年度総会の日程について ④令和7年度労働委員会諸会議等出席予定表について

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1 1 2 9	7. 5. 2 7	(1) 報告事項 ①不当労働行為救済申立事件の申立てについて ・令和7年(不)第1号事件 ②個別労働関係紛争あっせん事件の終結について ・令和7年(個)第1号事件 ③個別労働関係紛争あっせん事件の申請について ・令和7年(個)第2号事件 ④労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその 実情調査結果(公益事業)について ⑤春闘全自交交渉状況について ⑥県議会建設委員会の勉強会(5/15)について ⑦令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会運営 委員会について ⑧令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会 について ⑨倉部稲穂氏(元使用者委員)の旭日双光章の受章について について
定例 1 1 3 0	7. 6. 2 4	(1) 報告事項 ①不当労働行為救済申立事件の経過について ・令和7年(不)第1号事件 ②個別労働関係紛争あっせん事件の経過について ・令和7年(個)第2号事件 ③令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会 について ④2025年度北海道・東北ブロック労委労協総会・研究会 について ⑤令和7年度全国労働委員会会長連絡会議について ⑥労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその 実情調査結果(公益事業)について ⑦6月議会における質疑応答について

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1 1 3 1	7. 7. 2 2	<p>(2) その他</p> <p>①委員研修について</p> <p>②委員旅費について</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>①不当労働行為救済申立事件の経過について</p> <p>・令和7年(不)第1号事件</p> <p>②第689回公益委員会議の概要について</p> <p>③個別労働関係紛争あっせん事件の経過について</p> <p>・令和7年(個)第2号事件</p> <p>④全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会について</p> <p>⑤労働委員会制度創設80周年記念行事第3回企画委員会について</p> <p>⑥2025年度命令研究会について</p> <p>⑦全労委使用者委員連絡会議第2回幹事会について</p> <p>⑧労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果(公益事業)について</p> <p>(2) その他</p> <p>①令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の開催及び研修課題について</p> <p>②委員旅費について</p>
定例 1 1 3 2	7. 8. 2 6	<p>(1) 報告事項</p> <p>①不当労働行為救済申立事件の経過について</p> <p>・令和7年(不)第1号事件</p> <p>②個別労働関係紛争あっせん事件の終結について</p> <p>・令和7年(個)第2号事件</p> <p>③労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果(公益事業)について</p> <p>④日本郵便株式会社における出前講座(7/31)について</p> <p>(2) その他</p> <p>①第80回全国労働委員会連絡協議会総会及び令和7年度公労使委員合同研修、公労使委員個別紛争専門研修について</p>

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1 1 3 3	7. 9. 1 6	<p>②個別労働紛争処理制度の周知月間における街頭宣伝について</p> <p>③個別労働紛争処理制度の周知月間における労働相談会の試行について</p> <p>④県外出張に係る委員旅費の取扱いについて</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>①不当労働行為救済申立事件の経過について ・令和7年(不)第1号事件</p> <p>②労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果(公益事業)について</p> <p>③令和7年度公労使合同研修について</p> <p>④決算審査における質疑応答について</p> <p>(2) その他</p> <p>①「街頭宣伝」(10/3)に関する諸連絡について</p> <p>②「労働相談会」(10/28)に関する諸連絡について</p>
定例 1 1 3 4	7. 1 0. 2 8	<p>(1) 報告事項</p> <p>①不当労働行為救済申立事件の経過について ・令和7年(不)第1号事件</p> <p>②個別労働関係紛争あっせん事件の申請及び終結について ・令和7年(個)第3号事件 ・令和7年(個)第4号事件 ・令和7年(個)第5号事件</p> <p>③労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果(公益事業)について</p> <p>④2025年度命令研究会について</p> <p>⑤外国人労働相談のロールプレイ演習について</p> <p>⑥特別養護老人ホーム(広青苑)における出前講座(10/16)について</p> <p>⑦9月議会及び決算特別委員会における質疑応答について</p> <p>(2) その他</p> <p>①定例総会等における資料のペーパーレス化について</p> <p>②労働相談会の試行に係る応募状況について</p>

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1135	7.11.25	<p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①不当労働行為救済申立事件の経過について ・令和7年(不)第1号事件 ②個別労働関係紛争あっせん事件の経過について ・令和7年(個)第5号事件 ③労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその 実情調査結果(公益事業)について ④令和7年度北海道及び東北6県労働委員会連絡協議会研修 会(10/30~31)について ⑤令和7年度東北地区労使関係セミナー(11/7)について ⑥第3回全労委使用者委員連絡協議会幹事会(11/12) について ⑦令和7年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議 (11/13)について ⑧第68回全国労働委員会労働者側委員連絡協議会総会 (11/13)について ⑨第26回全労委使用者委員連絡会議総会・応用研修会 (11/13)について ⑩第80回全国労働委員会連絡協議会総会 (11/13~14)について ⑪労働委員会制度創設80周年記念行事第4回企画委員会 (11/13)について ⑫全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会(11/14) について ⑬令和7年度労働委員会諸会議等出席予定表について <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 労働相談会の試行について
定例 1136	7.12.16	<p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①不当労働行為救済申立事件の経過について ・令和7年(不)第1号事件 ② 第690回公益委員会議の概要について

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
		③個別労働関係紛争あっせん事件の終結について ・令和7年（個）第5号事件 ④労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその 実情調査結果（公益事業） ⑤令和7年度公労使委員個別紛争専門研修について ⑥12月議会における質疑応答について ⑦労働相談会の試行（第2回目）について

2 公益委員会議

回	年 月 日	審 議 事 項
第689回	7. 6. 24	(1) 付議事項 労働組合の資格審査（不当労働行為救済申立て）について ・秋労委令和7年（資審）第1号
第690回	7. 11. 25	(1) 付議事項 労働組合の資格審査（労働者委員候補者推薦）について ・秋労委令和7年（資審）第2号

3 連絡会議

○ 全国会議開催状況

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議

- 期 日 令和7年6月12日(木)
- 場 所 和歌山県和歌山市「ダイワロイネットホテル和歌山」
- 議 題 ① 審査概況等について
② 調整事件等の概況について
③ 議題懇談「外国人労働者に係る事案への対応について」
④ 議題懇談「事務局職員の人材育成等について」

(2) 全国労働委員会会長連絡会議

- 期 日 令和7年6月13日(金)
- 場 所 和歌山県和歌山市「ダイワロイネットホテル和歌山」
- 講 演 演題：「今後の労働基準関係法制の検討課題」
講師：明治大学法学部教授
中央労働委員会公益委員 山川 隆一
- 議題懇談 「和解の取組について」(中労委提案)

(3) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

- 期 日 令和7年10月23日(木)
- 場 所 東京都港区「労働委員会会館」
- 議 題 ① 労働組合法第2条の「主体」性について
② 労働委員会の民事訴訟のIT化への対応について
③ 労働委員会事務局における人材確保・育成について

(4) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

- 期 日 令和7年10月24日(金)
- 場 所 東京都港区「労働委員会会館」
- 議 題 ① 調整業務の運営について(中央労働委員会)
② 都道府県労働委員会からの事例報告等
③ 都道府県労働委員会からの業務報告

(5) 第80回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和7年11月13日(木)～14日(金)

場 所 東京大学大講堂(安田講堂)

議 事 厚生労働大臣挨拶、運営委員長報告、事務局長報告、次期運営委員指名

記念講演 演題：「労働委員会委員にとってのOJTとOff-JT：職業能力開発の理想と現実」

講師：元中央労働委員会会長 法政大学名誉教授 諏訪康雄氏

議 題 ① 働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について

② コロナ禍の教訓から学ぶ

○ ブロック会議開催状況

(1) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和7年6月9日(月)～10日(火)

場 所 青森県青森市「ホテル青森」

議 題 ① 令和6年取扱事件とその傾向及び特異事件について<資料交換>
② 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会決算について
③ 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算(案)について

④ 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の監事の選任について

⑤ 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について

⑥ 令和8年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について

研修課題 ① 「経営協議会」と並行して行う団体交渉における不当労働行為の成否について

② 人事異動に伴う降任について

(2) 北海道及び東北六県労働委員会会長連絡会議

期 日 令和7年6月9日(月)

場 所 青森県青森市「ホテル青森」

議 題 ① 書面による運営委員会において事前に承認された事項について(報告)

・令和7年度総会の日程及び議題等について

・次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について

・令和8年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について

② 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の監事の選任について

(3) 北海道及び東北六県労働委員会事務局長連絡会議

期 日 令和7年6月9日(月)

場 所 青森県青森市「ホテル青森」

議 題 ① 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算(案)及び負担金の取扱いについて

② 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の運営について

【岩手県提案】

(4) 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議

期 日 令和7年8月29日(金)

場 所 岩手県労働委員会委員室

提案議題 審査事件における和解事例集の作成について

研修議題 (1) - ① 確定命令の履行確認について

(1) - ② 個別あっせん事件による合意事項に係る履行状況の確認について

(1) - ③ 個別的労使紛争に係るあっせんのあっせん申請の申立期間について

(1) - ④ 個別労使紛争あっせんの事務フロー等について

(1) - ⑤ 個別労働関係紛争のあっせんを申請した(あっせんの相談をした)労働者に対する事業主の不利益取扱いについて

(2) - ① 審査・調整事件に係る総会資料等での個人情報の表記について

(2) - ② 審査・調整事件に係る個人情報を含む資料の委員との情報のやりとりの方法について

(2) - ③ ブロック総会・研修会の研修課題や、審査・調整事件に関する委員の研修方法について

(2) - ④ ブロック総会・研修会開催に係る会場の確保等について

(2) - ⑤ 「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の適用を受ける労働組合の動向把握について

(2) - ⑥ 総会・公益委員会議におけるWeb会議の開催について

(2) - ⑦ 北海道・東北六県労働委員会連絡協議会総会及び研修会における研修課題の作成状況について

(2) - ⑧ 不当労働行為事件の審査機能の維持・向上について

(5) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会

期 日 令和7年10月30日(木)～10月31日(金)

場 所 北海道札幌市「札幌グランドホテル」

議 題 ① 新賃金体系に合意しなかった労働組合の組合員に対して協定外時間外勤務やシフト変更等を認めなかったことは、労組法第7条第1号等の不当労働行為に該当するか。

② 求人票を見て応募し、採用された労働者が、会社と管理職該当性及び具体的な職務内容等で争いとなり、解雇された事案への対応

講 演 演題：労働基準法改正に向けた動きと課題

講師：水町勇一郎 氏

(早稲田大学法学部教授、東京都労働委員会会長代理)

4 研修

○ 委員研修

(1) 公労使新任委員合同研修（全労委主催）

期 日 令和7年9月4日（木）～5日（金）

場 所 東京都港区「女性就業支援センターホール」 全体研修
東京都港区「労働委員会会館」 独自研修（公益、労働者委員）
東京都港区「A P 新橋」 独自研修（使用者委員）

(2) 東北地区労使関係セミナー（中労委主催）

期 日 令和7年11月7日（金）

場 所 青森県青森市「青森県観光物産館アスパム」

(3) 公労使委員個別紛争専門研修（全労委主催）

期 日 令和7年12月1日（月）～2日（火）

場 所 東京都千代田区「全国都市会館」

○ 事務局職員研修

(1) 事務局職員中央研修（中労委主催）

期 日 令和7年6月9日（月）～10日（火）

場 所 東京都港区「労働委員会会館」

(2) 事務局職員専門研修（中労委主催）

期 日 令和7年11月25日（火）～28日（金）

場 所 東京都北区「西ヶ原研修合同庁舎」

第2節 不当労働行為事件の審査

1 概要

令和7年に係属した不当労働行為事件は、新規申立てが1件あった。

(1) 取扱状況

第1表 年別不当労働行為事件取扱件数

(単位：件、%)

区分 年	係属件数			終 結 件 数										繰 越		
	繰 越	新 規	計	取 下 ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					終 結 計		(イ) 終 結 率	
				取 下	無 関 与 和 解	関 与 和 解	計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	計				(ア) 救 済 率
3	1	1	2			1	1							1	50	1
4	1		1					1				1	100	1	100	
5																
6																
7		1	1													1

(注)

$$(ア) \quad \text{救済率} = \frac{(\text{全部救済件数} + \text{一部救済件数} \times 0.5)}{\text{命令・決定件数}} \times 100$$

$$(イ) \quad \text{終結率} = \frac{\text{終結件数}}{\text{係属件数}} \times 100$$

(注) (ア)、(イ)とも、小数点以下は切り捨てて表示している。

(2) 申立状況

令和3～7年に係属した新規申立て事件の産業別・企業規模別の状況は、次のとおりである。

第2表 年別業種別申立件数

(単位：件)

業種 年	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業			電 気 ・ガ ス ・水 道業	情 報 通 信 業	運 輸 業				卸 売 業 ・小 売業	金 融 ・保 険 ・不 動 産 業	飲 食 店 ・宿 泊 業	教 育 ・学 習 支 援 業	医 療 ・福 祉	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	計
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客 業	道 路 貨 物 業	そ の 他										
3														1								1
4																						
5																						
6																						
7																			1			1

第3表 年別企業規模別申立件数

(単位：件)

区分 年	49人以下	50～99人	100～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
3			1			1
4						
5						
6						
7		1				1

(3) 審査状況

令和7年に係属した事件の審査状況は、次のとおりである。

第4表 事件別審査状況一覧表

(単位：回、人)

事件番号	業 種	調査回数	審問回数	証人等数 (延べ)	備 考
7 (不) 1	サービス業	4			係属中
	計	4			

(4) 終結状況及び審査期間の目標達成状況

令和7年に終結した事件はなかった。

なお、当委員会では、平成17年度から審査期間の目標を設定している
(当初は1年6ヵ月、現在は1年)。

第5表 年別平均処理日数

(単位：日)

区分 年	内 訳				総平均
	命令・決定	和 解 ・ 取 下			
		取 下	関 与 和 解	無 関 与 和 解	
3			(1) 152		(1) 152
4	(1) 448				(1) 448
5					
6					
7					

(注) () は終結件数、総平均の端数(日数)は切り捨て。

2 不当労働行為事件の概要

不当労働行為事件一覧表

事件番号		事件名 (業種)	申立人	被申立人	申立年月日	請求する 救済の内容
令和 7年	1	Y不当労働行為救済申立事件 (サービス業)	X組合	Y会社	7. 5. 23	1 誠実な団体交渉 2 支配介入の禁止 3 文書手交・掲示

申立概要 (労働組合法第7条該当号)	調査	審問	終 結 概 要			審査委員	備 考
			年月日	処理日数	内容	参与委員	
<ul style="list-style-type: none"> ・被申立人は組合代表一人だけを相手に交渉は行わない、組合組織や組合員情報について説明がなければ交渉には応じられないなどとして、団交拒否や不誠実な対応を繰り返してきた。 ・被申立人は組合員への攻撃的言動や知人をおおして組合脱退を働きかけるなど、組合員に対する不当な差別や支配介入を行なった。 (2・3)	4	—	—	—	係属中	山 本 森 田	
						嵯 峨 加賀谷	

第3節 不当労働行為事件の再審査

1 概要

令和7年に再審査事件として中央労働委員会に係属した事件はなかった。

第4節 行政訴訟

1 概要

令和7年に行政訴訟事件として裁判所に係属した事件はなかった。

第5節 労働組合の資格審査

1 概要

令和7年に係属した資格審査は、新規申請が2件であった。その内訳は、不当労働行為救済申立てに係るものが1件で翌年に繰越し、労働者委員候補者推薦に係るものが1件で適合決定により終結した。

第1表 年別労働組合資格審査状況

(単位：件)

区分 年	係 属			終 結				繰越	補正 勧告
	繰越	新規	計	取 打	下 切	適 合	不 適 合		
3	1	1	2	1				1	
4	1	2	3			3		3	
5		1	1			1		1	
6		4	4			4		4	
7		2	2			1		1	

第2表 年別係属理由別審査状況

(単位：件)

区分 年	委員推薦		不当労働行為		法人登記		総会決議		合計	
	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合
3			2						2	
4	2	2	1	1					3	3
5					1	1			1	1
6	3	3					1	1	4	4
7	1	1	1						2	1

2 労働組合資格審査取扱一覧表

資格審査番号	申請 年月日	申請理由	終結状況	
			年月日	内容
令和7年(資審)第1号	R7.5.23	不当労働行為 救済申立て	—	係属中
令和7年(資審)第2号	R7.11.10	労働者委員 候補者推薦	R7.11.25	適合

第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく認定

・告示

1 概要

令和7年に係属した地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定・告示はなかった。

第7節 労働争議の調整等

1 調整事件

(1) 概要

令和7年に新規に取り扱った調整事件はなかった。

第1表 調整事件取扱件数

(単位：件)

区分 年	取扱総数			あ つ せ ん									調 停 件 数			仲 裁 件 数		
				件数			取扱結果 (左の内訳)											
	繰 越	新 規	計	繰 越	新 規	小 計	不 開 始	移 管	取 下	解 決	打 切	繰 越	繰 越	新 規	小 計	繰 越	新 規	小 計
3		2	2		2	2				1	1							
4																		
5		1	1		1	1						1						
6	1	2	3	1	2	3				2		1						
7	1		1	1		1				1								

(注) 調停は平成6年を最後に、仲裁は昭和49年を最後に、それ以降、取扱実績はない。

第2表 年別調整事項件数（新規）

（単位：件）

調整事項 年	経済的事項				非経済的事項					計
	賃上げ	一時金	諸手当 その他 賃金	その他	団交 促進	労働 協約	解 雇	配転 出向	その他	
3			2	1				1	1	5
4										
5					1				2	3
6	2	1	1	2	1				3	10
7										

（注）調整事項が複数にわたるものがあるため、事件数とは一致しない。

第3表 業種別件数（新規）

（単位：件）

業種 年	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業			電 気 ・ガ ス ・水 道 事 業	情 報 通 信 業	運 輸 業				卸 売 業 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	教 育 ・ 学 習 支 援	医 療 ・ 福 祉	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	計
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	そ の 他										
3							1						1									2
4																						
5									1													1
6																		2				2
7																						

第4表 組合員及び企業規模別件数（新規）

（単位：件）

年	規模	30人未満	30～49人	50～99人	100～199人	200～299人	300人以上	計
	区分							
3	組合員			2				2
	従業員	2						2
4	組合員							
	従業員							
5	組合員	1						1
	従業員			1				1
6	組合員			2				2
	従業員	2						2
7	組合員							
	従業員							

第5表 申請者別件数（新規）（単位：件）

年	区分	使用者	労働者	双方
3			2	
4				
5			1	
6			2	
7				

第6表 平均所要日数（単位：日）

年	区分	あっせん	調停
3		70	
4		—	
5		—	
6		86	
7		60	

（注）所要日数は、申請日から終結までの日数である。端数は切り捨て。
 （不開始及び取下げは除く。繰越事件は、翌年に計上する。）

第7表 解決率（単位：％）

年	区分	あっせん	調停
3		50	
4		—	
5		—	
6		100	
7		100	

（注）

$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{解決件数} + \text{打切件数}} \times 100$$

（繰越事件は、翌年に計上する。）

(2) 調整事件一覧表

調 整		業 種	申 請 者	申 請 年 月 日	調 整 事 項	調 整 員 指 名 年 月 日 調 整 員
番 号	区 分					
6-2	あっせん	サービス業	労 働 組 合	R6. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2024年度の賃上げについて、一人10,000円とすること ・ 賃金(手当)カットされた組合員の賃金を従前どおりに回復させること ・ 65歳からの雇用延長について、希望者は全員雇用延長すること ・ 給与表を明示すること ・ 上記への回答を文書で行うこと 	R7. 1. 17 (公) 山 本 (公) 森 田 (労) 嗟 峨 (使) 加賀谷

(注) ・ 事件番号は、暦年で付している。

・ 「不開始」及び「取下」で終結した事件については、所要日数を算定していない。

労働者側の主張	使用者側の主張	終結年月日 終結区分	所 要 日 数
<ul style="list-style-type: none"> • 2024年度の賃上げについて、一人10,000円とすること。 • 11月賃金から、「車輛担当手当」「運転手当」をカットされた組合員がいる。これらは実質的に生活給であるので、回復させること。 • 65歳からの雇用延長について、組合員だけが対象外になるのではないかとの懸念がある。希望者全員を70歳までの雇用延長の対象とすること。 • 会社は給与体系の見直しを行っているということだが、現在及び今後の給与体系を明らかにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> • 2024年度について、追加で昇給額を増やす考えはない。 • 両者（両手当）とも、業務の実態が支給要件に合致しなくなり、従業員間の給与格差の縮小や担当手当の明確化を進めるためにカットしたものである。 • 65歳以上について、希望者全員の雇用はできない。 • 従業員の給与明細は社外秘である。また、給与体系（昇給）の考え方の見直しについては、「見直しにより従業員間の賃金の格差を縮小させる」といった説明はできる。 	R7. 2.21 解 決	60日

2 公益事業の争議行為予告及び実情調査

(1) 公益事業の争議行為予告

令和7年の労働関係調整法（以下「労調法」）第37条の規定に基づく争議行為予告件数は、中労委受付分57件、当労委受付分8件の合計65件であった。

これを業種別にみると、道路貨物、航空運輸などの運輸事業が42件（64.6%）と最も多く、次いで多いのが、医療又は公衆衛生事業の20件（30.8%）であった（第1表）。

争議事項別にみると、賃上げ、一時金などの経済的事項が62件（95.4%）、労働条件などの非経済的事項が3件（4.6%）であった（第2表）。

(2) 実情調査

令和7年に実施した公益事業に係る実情調査件数は、43件であった。

これを業種別にみると、運輸事業が21件（48.8%）、医療又は公衆衛生事業が20件（46.5%）、郵便又は電気通信事業と、水道、電気又はガス供給事業がそれぞれ1件（2.3%）であった。

また、争議事項別にみると、賃上げ、一時金などの経済的事項が41件（95.3%）、労働条件など非経済的事項が2件（4.7%）であった（第3表）。

なお、実際に争議行為を実施したのは4組合であったが、保安要員を配置する等の対策を講じていたため、県民生活への影響はほぼなかった。

3 公益事業以外の労働争議の実情調査

令和7年に実施した公益事業以外の労働争議に係る実情調査件数は、4件であった。

これらは、秋田市内のハイ・タク業4社（全自交加盟）の賃上げ等に係る労働争議について、公益事業に準ずるものとして、労働委員会規則第62条の2第1項後段の規定に準じて調査したものである（第4表）。

第1表 業種別争議行為予告件数

(単位：件)

業種 受付労委	予 告 件 数	運 輸 事 業						郵便又は電気通信事業	水道、電 気供給業 又はガス			医 又 公 衆 衛 生 業	
		鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他	小 計		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 衆 衛 生 事 業
中 労 委	57	1	4	14	20	3	42	2		1		10	2
秋 労 委	8											8	
計	65	1	4	14	20	3	42	2		1		18	2

第2表 争議事項別争議行為予告件数

(単位：件)

争議事項 受付労委	予 告 件 数	経 済 的 事 項							非 経 済 的 事 項				
		賃 上 げ	夏 季 一 時 金	年 末 一 時 金	年 間 一 時 金	そ の 他 賃 金	そ の 他	小 計	団 交 促 進	労 働 協 約	解 雇	そ の 他	小 計
中 労 委	57	36	9	8			1	54				3	3
秋 労 委	8	3	1	3	1			8					
計	65	39	10	11	1		1	62				3	3

第3表 争議行為予告に係る実情調査件数（公益事業関連）

（単位：件）

業種	運輸事業						郵便又は電気通信事業	水道、電気ガス又は供給事業			医療又は公衆衛生事業		計			
	鉄道業	道路旅客	道路貨物	航空運輸	その他	小計		水道	電気	ガス	医療業	公衆衛生事業				
争議事項	賃上げ	1	2	6		1	10	1		1		13	(3)	2	27	(3)
	夏季一時金			4			4					1	(1)		5	(1)
	年末一時金			4			4					3	(3)		7	(3)
	年間一時金											1	(1)		1	(1)
	その他賃金															
	その他					1	1								1	
	計	1	2	14		2	19	1		1		18	(8)	2	41	(8)
非経済的争議事項	団交促進															
	労働協約															
	解雇															
	配転・出向															
	その他		2				2								2	
計		2				2								2		
合計	1	4	14		2	21	1		1		18	(8)	2	43	(8)	

（注）

第1表・第2表において、予告件数65件のうち航空運輸業20件は、秋田県内に執行機関がない組合に係るものであるため、実情調査を行っていない。また、全国港湾労働組合連合会からの予告通知については、下部団体である全日本港湾労働組合からの予告通知に係る調査対象労働組合と同一であるため、実情調査を省略している。

なお、第3表における（ ）は、当労委の受付分(内数)である。

第4表 公益事業以外の労働争議の実情調査件数

事業	件数	要求事項	争議行為の形態
道路旅客運送業 (ハイ・タク業)	全自交秋田地連加盟 秋田市内タクシー 労働組合 4件	賃上げ	

4 労調法第37条に基づく公益事業に係る争議行為の予告状況一覧表

第1表 業種別予告件数

(単位：件)

年	業種別 受付	予 告 件 数	運 輸 事 業						郵便 又は 電気 通信 事業	水道、電気又は ガス 供給 事業			医療又は 公衆衛生事 業	
			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他	小 計		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 衆 衛 生 事 業
3	中労委	53	2	4	14	16	4	40	1		1		9	2
	秋労委	6											6	
	計	59	2	4	14	16	4	40	1		1		15	2
4	中労委	50	2	4	13	17	2	38	1		1		9	1
	秋労委	6											6	
	計	56	2	4	13	17	2	38	1		1		15	1
5	中労委	54	2	4	14	19	2	41	1		1		9	2
	秋労委	6											6	
	計	60	2	4	14	19	2	41	1		1		15	2
6	中労委	53	1	4	13	22	2	42	1		1		8	1
	秋労委	6											6	
	計	59	1	4	13	22	2	42	1		1		14	1
7	中労委	57	1	4	14	20	3	42	2		1		10	2
	秋労委	8											8	
	計	65	1	4	14	20	3	42	2		1		18	2

第2表 争議事項別予告件数

(単位：件)

年	争議事項 受付	予 告 件 数	経済的事項						非経済的事項					
			賃 上 げ	夏 季 一 時 金	年 末 一 時 金	年 間 一 時 金	そ の 他 賃 金	そ の 他	小 計	団 交 促 進	労 働 協 約	解 雇	そ の 他	小 計
3	中労委	53	24	8	11				43			2	8	10
	秋労委	6	2		2	2			6					
	計	59	26	8	13	2			49			2	8	10
4	中労委	50	24	8	12				44			2	4	6
	秋労委	6	2		2	2			6					
	計	56	26	8	14	2			50			2	4	6
5	中労委	54	31	8	10				49				5	5
	秋労委	6	2		2	2			6					
	計	60	33	8	12	2			55				5	5
6	中労委	53	34	8	9			1	52				1	1
	秋労委	6	2		2	2			6					
	計	59	36	8	11	2		1	58				1	1
7	中労委	57	36	9	8			1	54				3	3
	秋労委	8	3	1	3	1			8					
	計	65	39	10	11	1		1	62				3	3

第8節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概要

令和7年に取り扱った個別労働関係紛争のあっせんは、新規係属事件が5件であり、終結状況は、解決が3件、打切が1件、不開始が1件であった(第1表)。

紛争内容別では、「経営又は人事」に関する事項が1件、「労働条件等」に関する事項が1件、「職場の人間関係」に関する事項が4件であった(第2表)。

業種別では、「卸売業、小売業」が1件、「金融・保険・不動産業」が1件、「医療・福祉」が2件、「サービス業」が1件であった(第3表)。

企業規模別では、従業員数「30人未満」が1件、「30～49人」が1件、「50～99人」が2件、「200～299人」が1件であった(第4表)。

申請者別では、労働者側からの申請が5件であった(第5表)。

第1表 個別労働関係紛争のあっせん事件取扱件数 (単位：件)

区分 年	件 数			内 訳				
	繰 越	新 規	計	解 決	打 切	取 下	不 開 始	繰 越
28		6	6		4 (3)			2
29	2	3	5	1	4 (2)			
30		2	2		1		1	
元								
2								
3		1	1		1 (1)			
4		2	2				2	
5		2	2	1	1			
6		1	1	1				
7		5	5	3	1		1	

(注) () は、被申請者があっせんに参加しなかった件数(内数)

第2表 個別労働関係紛争のあつせん事件の紛争内容別件数（新規）

（単位：件）

紛争内容		年	3	4	5	6	7	計
経営又は人事			1	1	1		1	4
ア	解雇		1		1		1	3
イ	配置転換、出向・転籍							
ウ	復職							
エ	懲戒処分							
オ	退職			1				1
カ	勤務延長、再雇用							
キ	その他経営又は人事							
賃金等					1			1
ク	賃金未払い				1			1
ケ	賃金増額							
コ	賃金減額							
サ	一時金							
シ	退職一時金							
ス	解雇手当							
セ	休業手当							
ソ	諸手当							
タ	その他賃金							
チ	年金(企業年金・厚生年金等)							
労働条件等							1	1
ツ	労働契約							
テ	労働時間							
ト	休日・休暇							
ナ	年次有給休暇							
ニ	育児休業・介護休業							
ヌ	時間外労働							
ネ	安全・衛生							
ノ	福利厚生制度							
ハ	社会保険							
ヒ	労働保険							
フ	その他の労働条件等						1	1
職場の人間関係				3		1	4	8
ヘ	セクハラ			1				1
ホ	パワハラ・嫌がらせ			2		1	4	7
その他								
マ	その他							
計			1	4	2	1	6	14

（注）紛争内容が複数にわたる場合、該当する項目にそれぞれ計上するため、事件数とは一致しない。

第3表 業種別件数（新規）

（単位：件）

業種 年	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製造業			電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	情 報 通 信 業	運輸業				卸 売 業 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	教 育 ・ 学 習 支 援 業	医 療 ・ 福 祉 社	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	計
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	そ の 他										
3																1						1
4							1												1			2
5												1				1						2
6			1																			1
7												1	1			2		1				5

第4表 企業規模別件数（新規）

（単位：件）

年	区分	30人未満	30～49人	50～99人	100～199人	200～299人	300人以上	計
	3		1					
4		2						2
5		1			1			2
6		1						1
7		1	1	2		1		5

第5表 申請者別件数（新規）（単位：件）

年	区分	使用者	労働者	双方
	3			1
4			2	
5			2	
6			1	
7			5	

第6表 平均所要日数 (単位：日)

年	所要日数
3	32
4	—
5	51
6	55
7	54

(注) 所要日数は、申請日から終結までの日数である。端数は切り捨て。
 不開始及び取り下げは除く。
 繰越事件は、翌年に計上する。

第7表 解決率 (単位：%)

年	解決率
3	0
4	—
5	50
6	100
7	75

(注)
$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{解決件数} + \text{打切件数}} \times 100$$

 (繰越事件は、翌年に計上する。)

2 個別労働関係紛争のあっせん事件一覧表

事 件 番 号	業 種	申 請 者	申 請 年 月 日	あ っ せ ん 事 項	あ っ せ ん 員 指 名 年 月 日 あ っ せ ん 員 (あ っ せ ん 員 予 定 者)
7-1	医療、福祉	労働者	R7. 2. 25	・経済的な損失と精神的苦痛に対する損害賠償	R7. 3. 24 (公) 堀 井 (労) 曾 我 (使) 吉 田
7-2	サービス業	労働者	R7. 5. 16	・入社支度金の支払い ・経済的な損失に対する損害賠償	R7. 6. 12 (公) 長 岐 (労) 小 林 (使) 時 田
7-3	医療、福祉	労働者	R7. 9. 12	・パワハラに対する謝罪 ・経済的な損失と精神的苦痛に対する損害賠償	— ((使) 豊 島)

(注) ・ 事件番号は、暦年で付している。

・ 「不開始」及び「取下」で終結した事件については、所要日数を算定していない。

労働者側の主張	事業主側の主張	終結年月日 終結区分	所 要 日 数
<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者とのトラブルで嚴重注意を受けてまもなく、理由等の説明もなく、利用者や他の職員と接しないことを指示されるなどのパワハラを受け、契約期間の途中で退職せざるを得なくなった。経済的損失と精神的苦痛に対する損害賠償を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者からの苦情が続いたため、必要な指示はした。他の職員と接しないようにするような指示はしていない。契約更新を視野に、改善すべき点は改善して頑張ってもらっていた。パワハラにより退職に追い込んでいない。 	R7. 4.28 解 決	63日
<ul style="list-style-type: none"> 求人票記載業務とは異なる業務を面接時に紹介され、労働条件に違いがないことを確認の上、入社したが、入社支度金が支払われなかった。この支払いを求める。 今般のトラブルのため、相談やあっせん申請に要した交通費、通信費、時間的損害について損害賠償を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 入社支度金は、特定の業務について人手不足を解消するための会社としての政策的な措置である。それ以外の業務については支払うための社内規定がない。 	R7. 7.24 打 切	70日
<ul style="list-style-type: none"> 立場を利用した同僚のパワハラと、退職時の会社側の言動をパワハラと感じており、これについて謝罪を求める。 休業と退職の強要により仕事を失ったことによる経済的損失と精神的苦痛に対する損害賠償を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の言動が「強く聞こえた」というのであればそうなのかもしれないが、パワハラがあったという認識はない。 申請者の方から退職の意向が示され、契約期間満了で退職している。退職強要はしていない。 	R7. 10. 15 不開始	—

事 件 番 号	業 種	申請者	申 請 年月日	あっせん事項	あっせん員 指名年月日 あっせん員 (あっせん員予定者)
7-4	不動産業、物 品賃貸業	労働者	R7. 9. 16	・経済的な損失と精神的 苦痛に対する損害賠償	R7. 9. 30 (公) 長 岐 (労) 曾 我 (使) 小 野
7-5	卸売業、小売 業	労働者	R7. 10. 14	・ハラスメントの当事者 の諭旨退職又は懲戒解 雇 ・経済的な損失に対する 損害賠償	R7. 10. 24 (公) 梅 井 (労) 小 川 (使) 吉 田

(注)・事件番号は、暦年で付している。

・「不開始」及び「取下」で終結した事件については、所要日数を算定していない。

労働者側の主張	事業主側の主張	終結年月日 終結区分	所 要 日 数
<ul style="list-style-type: none"> 同僚からの無視、事実でないパワハラの訴え等に対し、会社に相談し対処を求めたが、調査及び改善策の検討が行われなかった。また、トラブルになっていた同僚と同室・同時間帯の勤務となる不当な配置転換を命ぜられた。退職を余儀なくされたことによる経済的損失と精神的苦痛に対する損害賠償を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が主張する事実は確認できず、また、相談等には適切に対処してきた。業務変更は申請者を慮ってのことである。 	R7. 10. 22 解 決	37日
<ul style="list-style-type: none"> 同僚からハラスメントを受けたため、会社に職場環境の改善を申し出たが、「指導の範疇」として取り合ってもらえず、依願退職した。この同僚に諭旨退職を促し、応じない場合は懲戒解雇処分とすることを求める。 使用者責任及び安全配慮義務を怠ったことに対する損害賠償を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該同僚から事情を聴取した結果、そのような事実が確認できたため、口頭注意した。諭旨退職、懲戒解雇処分については行うつもりはない。 会社の責任に基づく損害賠償の支払いについては、当社に非はなく、現時点では支払うつもりはない。 	R7. 12. 1 解 決	49日

第9節 労働委員会活性化に向けた取組

1 概要

人口減少・少子高齢化の進行、非正規雇用労働者の増加、ハラスメント関連法の改正、解雇・雇止め増加などにより、労働を取り巻く環境は近年大きく変化している。こうした中で、労使紛争の未然防止や早期・円満な解決のために、労働委員会がその機能を発揮し、使命を十分に果たしていけるよう、認知度を高めるなどの労働委員会活性化に向けた取組を行った。

2 「個別労働紛争処理制度周知月間」における広報・周知

10月を周知月間として、全国の労働委員会が制度の周知、広報を重点的に行っている。当委員会でも、次の活動を行った。

(1) 街頭宣伝活動

- ・令和7年10月3日（金）の通勤時間帯に、JR秋田駅前において、委員、事務局職員が街頭宣伝活動を行い、リーフレット、ポケットティッシュを配布した。

(2) 県広報紙（全戸配付）を活用した制度周知

- ・県広報紙「あきたびじょん2025年10月号」において制度周知を行った。

(3) 各市町村への周知依頼

- ・市町村広報へ制度の掲載を依頼した。
- ・啓発用のポケットティッシュ及びポスターを送付し、制度周知への協力を依頼した。

(4) その他

- ・労働委員会ホームページ、県公式X・フェイスブック・LINEで周知月間中の取組を告知した。
- ・包括協定等に基づき、県内のセブンイレブンにポスターの掲示を依頼した。
- ・各地域振興局に啓発用のポケットティッシュ及びポスターを送付し、制度周知への協力を依頼した。
- ・連合秋田、県労連、県経営者協会、秋田商工会議所、秋田県商工会連合会、秋田県中小企業団体中央会、秋田県社会保険労務士会に個別労働関係紛争の周知用リーフレット及びポスターを配付し、制度周知への協力を依頼した。
- ・県内の主要郵便局へポスターを送付し、制度周知への協力を依頼した。

3 年間を通じた広報・周知

(1) 出前講座の実施

労働法の周知を図り、労使紛争を未然に防ぐため、次のとおり出前講座を実施した。

①施設名（対象） 秋田県立秋田中央高等学校

期 日 令和7年1月29日（水）

場 所 同校講堂

受講者 54名

演 題 「これから働き始めるみなさんへ ～安心して働くための基礎知識～」

講 師 秋田県労働委員会事務局 審査調整課 調整チーム

副主幹 渡部 雄二



②施設名（対象） 大森民生児童委員協議会

期 日 令和7年2月26日（水）

場 所 大森地区交流センター 視聴覚室

受講者 18名

演 題 「あなたや家族が労働トラブルに巻き込まれたら」

講 師 秋田県労働委員会事務局 審査調整課 調整チーム

主幹 秩父 克郎



③施設名 (対象) 秋田ふれあいこまち会

期 日 令和7年3月1日 (土)

場 所 秋田市北部市民センター 3階 講堂

受講者 10名

演 題 「あなたや家族が労働トラブルに巻き込まれたら」

講 師 秋田県労働委員会事務局 審査調整課 調整チーム

主幹 秩父 克郎



④施設名 (対象) 秋田県立秋田明德館高等学校 (定時制課程)

期 日 令和7年3月14日 (金)

場 所 同校7階 体育館

受講者 153名

演 題 「これから働き始めるみなさんへ ～安心して働くための基礎知識～」

講 師 秋田県労働委員会事務局 審査調整課 調整チーム

主幹 成田 英明



⑤施設名 (対象) 日本郵便株式会社東北支社秋田県本部

期 日 令和7年7月31日 (木)

場 所 秋田中央郵便局3階 講堂

受講者 16名

演 題 「労使紛争の現状と職場のトラブル予防について」

講 師 秋田県労働委員会事務局 審査調整課 調整チーム
主幹 成田 英明



⑥施設名 (対象) 特別養護老人ホーム^{こうせいえん}広青苑
期 日 令和7年10月16日 (木)
場 所 同苑会議室
受講者 33名
演 題 「職場の労働トラブル・ハラスメント問題を考えよう
～パワーハラスメントに対する法的理解を通して～」
講 師 秋田県労働委員会事務局 審査調整課 調整チーム
主幹 成田 英明



4 研 修

令和7年度研修計画に基づき、定例総会に合わせ次の研修を実施した。

○事例研究会の開催

北海道・東北ブロックの研修会の事例議題を題材として、委員による意見発表、意見交換等を行った。(令和7年4月22日(火)及び9月16日(火))

○講演会の開催

期 日 令和7年12月16日(火)

演 題 「労働委員会での活動と最新判例」

講 師 前秋田県労働委員会会長 弁護士 赤坂 薫

秋 田 県 労 働 委 員 会 年 報
令 和 7 年 (第 6 1 号)

令和 8 年 4 月 発行

秋 田 県 労 働 委 員 会 事 務 局

〒010-0951 秋 田 市 山 王 四 丁 目 1 番 2 号 秋 田 地 方 総 合 庁 舎 4 階

電 話 018(860)3282 (審 査 チーム) 3284 (調 整 チーム)

FAX 018(860)3286

E-mail akiroi@pref.akita.lg.jp

ホ ー ム ペ ー ジ <http://www.pref.akita.lg.jp/akiroi/>

